

# 第1章 調査の概要

## 第1章 調査の概要

### 1. 調査背景

企業業績の回復に伴い、我が国経済には明るい兆しがみられるものの、一部の地域では改善が遅れるなど依然として地域間に格差がみられる。従来から格差是正に向けた各種措置が講じられてはいるものの、そのほとんどが全国一律型で、地域の実情やニーズを踏まえた施策とはなっていなかった。中央主導の画一的施策に陰りがみえるなか、意欲ある自治体では地域構成要員（地元企業、商工会議所、NPO、住民など）と連携した自発的な地域活性化策が動きはじめている。

地域が主体性をもった取り組みが各地で展開されるなか、政府は「地域が自ら考え、行動する。国はこれを支援する」という「地域再生計画」を開始した。再生計画は、「国から地方へ」「官から民へ」の構造改革の流れを加速させ、地域自らの知恵と工夫で①地域経済活性化②地域雇用の創出——を実現するもので、これまでの全国一律の施策と異なり、意欲ある地域の自発的取り組みを支援するものとなっている（※1）。計画開始に伴い、内閣の地域再生本部には、これまで独自の施策を進めてきた自治体から計画の申請が相次いで寄せられた。第1回認定（2004年6月）では214件、第2回（同年12月）は36件が認定され、合計250件（2004年時点）の地域再生計画が全国各地で展開されている（※2）。

当機構では、地域再生計画を策定している地域を中心に、自発的な地域活性化に向けた取り組みを進める9つの自治体で聞き取り調査を実施した。本稿では、調査を実施した自治体の最前線の事例を紹介するとともに、その特徴について述べる。

### 2. 調査目的

政府が進める「地域再生計画」を中心に、地域活性化に向けた各地の自発的な取り組みの特徴と課題を整理することを目的とする。

### 3. 調査期間

2004年7月～2004年10月

---

（※1）支援措置としては、国から地方への権限委譲、行政サービスの民間開放、省庁別施策の連携を通じた利便性向上などがある。なお、05年施行の「地域再生法」に盛り込まれた新たな支援措置（①課税特例②地域再生基盤強化交付金の交付③補助対象財産の転用承認手続特例）を受ける場合には、再生計画の新たな認定が必要となる。

（※2）第3回認定（2005年3月）では新たに28の地域再生計画が認定され、累計278件となっている。

#### 4. 調査対象地域（表1参照）

次の5分野・9地域でヒアリング調査を実施。

- ア) 住環境・コミュニティー再生：①北海道伊達市
- イ) 地場産業・中小企業活性化：②岩手県北上市、③山形県長井市
- ウ) 産業再生・産学連携：④岩手県釜石市、⑤山形県鶴岡市、⑥兵庫県神戸市
- エ) 都市農村交流・農林水産：⑦北海道美瑛町、⑧岩手県遠野市
- オ) 国際交流・観光：⑨北海道登別市

表1－調査対象地域一覧

再生類型	都道府県	自治体	地域活性化に向けた施策
住環境・コミュニティー再生	北海道	伊達市	「少子高齢化社会に対応した豊かなまちづくり計画」
地場産業・中小企業活性化策	岩手県	北上市	企業誘致策(※1)
	山形県	長井市	人材育成を軸とした産業振興策(※2)
産業再生・産学連携・雇用創出	岩手県	釜石市	「スクラム21『チャレンジ・エコ』かまいしルネサンス計画」
	山形県	鶴岡市	「鶴岡研究産業都市再生計画」
	兵庫県	神戸市	医療産業都市構想(※3)
都市農村交流・農林水産・バイオマス	北海道	美瑛町	「美瑛町農業農村再生構想」
	岩手県	遠野市	「日本のふるさと再生計画」
国際交流・観光	北海道	登別市	「産業クラスター形成計画」

#### 5. 調査項目

- ア) 地域の概況（人口動態・産業構造・労働力状態等）
- イ) 産業振興策・雇用対策
- ウ) 「地域再生計画」策定の経緯・目標・実施主体・措置内容
- エ) 雇用創出の目標（量・質・期間）
- オ) 今後の課題

(※1) 北上市は、地域再生計画（「北上コミュニティーカンパニー計画」）を実施しているが、本調査では市の産業振興策に焦点をあてたため、本稿では再生計画の一部を述べるにとどまる。

(※2) 長井市は地域再生計画を実施していない。

(※3) 神戸市は再生計画を実施しているが、調査では「医療産業都市構想」に力点を置いたため、本稿では触れない。